**SuMPO環境ラベルプログラム**

**【建材分野】**

**製品カテゴリールール（PCR）策定ガイド**

【本文書について】

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営する「SuMPO環境ラベルプログラム」において、エコリーフおよびカーボンフットプリントを算定するための製品カテゴリールール（PCR）を策定する際の便宜を図ることを目的としています。

ガイドの作成にあたっては、ISO21930の要求事項を整理し、次いで本プログラムの「JR-07　算定・宣言規程」および「JR-06 PCR認定規程」との整合化を行いました。このため、既存のPCRおよびCFP-PCRとは必ずしも一致しない内容が含まれます。

【本文書の使い方】

新たにPCR原案を策定する事業者等は、原則として、このガイドをテンプレートとして使用してください。原案作成にあたっては、対象製品に固有の要求事項が必要となりますので、要求事項を定めている「JR-07　算定・宣言規程」および「JR-06 PCR認定規程」への適合を確認してください。

表中の斜体字の部分は記載内容に関する説明、補足となっています。申請の際は削除してください。

|  |  |
| --- | --- |
| FA-04 | 建材分野PCR策定ガイド |
| バージョン | 日付 | 内容 |  |
| 05 | 2023年8月30日 | 1-1 地理的範囲を追加、附属書Cを削除 |  |
| 04 | 2023年1月6日 | プログラム運営者住所を変更 |  |
| 03 | 2022年8月15日 | 12-3 記載文言を変更 |  |
| 02 | 2022年4月1日 | プログラム名変更 |  |
| 01 | 2021年8月27日 | 公開 |  |
|  |  |  |  |

**製品カテゴリールール（PCR）**

**（認定PCR番号：PA-XXXXXX-YY-ZZ）**

**対象製品：●●●●**

**Product Category Rule for**

**“PCRの英語名称”**

*中間財のみを対象とする場合は製品名称に「●●●●（中間財）」と明記する。*

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO環境ラベルプログラム」において、「●●●●」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

　当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07　算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定PCRの有効期限は、最新版PCRの認定日または更新日より5年間とする。

このPCRに記載されている内容は、SuMPO環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| PCRレビュー | 認定日 | ●年●月●日 |
| PCRレビューパネル | 委員長　　氏名：所属： |
| 準拠する規格 | ■　ISO14040：2006　　　　　　　　 ■　ISO14044：2006　　　 　■ ISO14025：2008　　　　　　■　ISO/TS14067：2013　　 | ■　ISO/TS14027：2017　　　　　　■　ISO21930：2007 |

【履歴】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 文書番号 | 公表日 | 内容 |
| PA-XXXXXX-YY -ZZ  | ●年●月●日 | 制定 |
|  |  |  |

【プログラム情報】

|  |  |
| --- | --- |
| プログラム名 | SuMPO環境ラベルプログラム |
| プログラムWEBサイト | https://ecoleaf-label.jp/ |
| プログラム運営者 | 一般社団法人サステナブル経営推進機構 |
| プログラム運営者住所 | 東京都千代田区内神田1-14-8 KANDA SQUARE GATE |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 項目 | 要求事項 |
| 1 | 適用範囲 |
| 1-1 | 目的と適用範囲 | このPCRの目的は、SuMPO環境ラベルプログラムにおいて、「●●●●」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。本 PCR の地理的範囲は全世界とする。*既存のPCRと適用範囲に重複がある場合には、本PCRを制定する目的、理由について具体的に記載をする。多くの建材は日本国内において生産・使用される。海外を含む場合は、地理的範囲を修正して使用することができる。なお、その場合は地域性を考慮したシナリオ、データ収集方法等の検討が必要となる。* |
| 2 | 対象とする製品種別の定義 |
| 2-1 | 製品種別 | 「●●●●」を対象とする。このPCRで対象とする「●●●●」とは、ＸＸＸＸを指す。*【例】「日本標準商品分類（総務省統計局、平成2年（1990年）6月改訂）で規定する「●●●（XXXX）」を対象とする。**JIS XXXX:YYYYの適用範囲に記載の製品を対象とする。**原材料に●●●をXX%以上含むものを対象とする。**●●●工業会の定めるXXXXXに適合する製品を指す。* |
| 2-2 | 機能 | 附属書C（参考）を参照し、機能を規定する。*算定対象とする機能は場合わけをして複数記載してもよい。* |
| 2-3 | 算定単位（機能単位） | 附属書C（参考）を参照し、機能単位を規定する。*【例】「販売単位」、「●●●のXX年の使用」、「㎥あたり」、「㎏あたり」、「1㎡、想定使用期間あたり」、「内容量XXmlあたり」、「標準重量XXgあたり」*  |
| 2-4 | 対象とする構成要素 | 次の要素を含むものとする。　・本体（中身および容器包装）、附属品　容器包装は提供先の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。　付属品は、提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。　・各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材 |
| 3 | 引用した規格およびPCR |
| 3-1 | 引用規格および引用PCR | 以下のPCR、ISOおよびJIS規格を引用する。【例】 ・JIS ZZZZZ ●●のうち、用語の定義・PX-XX ●●のうち、(11-4)廃棄・リサイクルシナリオ |
| 4 | 用語および定義 |
| 4-1 | 用語および定義 | ①想定使用期間 　製品のライフサイクルにおける環境負荷の算定にあたり、使用・維持管理段階の負荷を計上する期間。製品カタログ、製品仕様書、あるいは関連法規等で定められた寿命や保守・交換期間、または減価償却の法定耐用年数等により設定する。②住宅・建築物の想定使用期間　建物または建物の一部が使用される期間。*例：建物の想定使用期間が50年、本PCRの対象製品の想定使用期間が5年の場合、1回の新設施工および9回の交換が必要となる。**その他、このPCRで使用する用語について、必要に応じて記載する。（PCRで用いない用語は記載しない）* |
| 5 | 製品システム（データの収集範囲） |
| 5-1 | 製品システム（データの収集範囲） | 次のライフサイクル段階を対象とする。　　・製造段階　　・建設段階　　・使用段階　　・廃棄リサイクル段階中間財の場合は、製造段階のみ、または製造段階および建設段階での宣言を行ってもよい。*なお、中間財の場合で、使用、廃棄・リサイクルの状況把握が可能な場合には、それらの段階を対象に含めてもよい。**中間財において建設段階を含めるかどうかは、個々の製品特性に応じて定める。* |
|  |
| 5-2 | カットオフ基準およびカットオフ対象 | 【カットオフ基準】以下の基準に従ってカットオフを行ってもよい。・再生可能エネルギーの1％まで・再生不可能な1次エネルギー使用量の1％まで・単位プロセスの総投入量の1％まで・エネルギー使用量、質量および環境影響の最大5％までただし、有害性および毒性を有する物質は、全質量の1％以下であってもカットオフしてはならない。【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷・生産工場などの建設に係る負荷・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷・副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷・事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷*その他、以下に該当する内容については、具体的なカットオフ項目を記載する。**・妥当なシナリオのモデル化ができないプロセスに係る負荷**【例】・流通段階の保管に係る負荷、土地利用変化に係る負荷等**・試算の結果、製品特性に鑑みて明らかに寄与が小さいと判断できるプロセス・入出力に係る負荷**【例】・流通時の梱包資材に係る負荷、一部の副資材等。* |
| 5-3 | ライフサイクルフロー図 | 附属書A（規定）に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFPの算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。*本ガイドには段階と情報モジュールの概念図のみを掲載している。個別製品のPCR策定時は、製品特性を反映してフロー図を作成する* |
| 6 | 全段階に共通して適用する算定方法 |
| 6-1 | 一次データの収集範囲の設定基準 | 一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。 |
| 6-2 | 一次データの品質 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。*「JR-07　算定・宣言規程」に適合する範囲内において、一次データの品質を独自に規定する場合は、PCRごとに明記する。* |
| 6-3 | 一次データの収集方法 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。*「JR-07　算定・宣言規程」に適合する範囲内において、一次データの収集方法を独自に規定する場合は、PCRごとに明記する。* |
| 6-4 | 二次データの品質 | 【時間に関する範囲の基準】・生産者固有の二次データを使用する場合、時間に関する範囲は直近の5年以内の任意の1年間、または同等の期間とする。・その他の二次データの期間に関する範囲は10年以内とする。*「JR-07　算定・宣言規程」に適合する範囲内において、二次データの品質を独自に規定する場合は、PCRごとに明記する。* |
| 6-5 | 二次データの収集方法 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。*「JR-07　算定・宣言規程」に適合する範囲内において、二次データの収集方法を独自に規定する場合は、PCRごとに明記する。例えば、PCRで使用する原単位データを指定することができる。**また、既存の原単位が利用できない (または存在しない) 場合にはPCR原単位を作成することができる。その場合、作成する原単位は、原単位データ評価・運用規程の要求事項を満たし、事前に申請する必要がある。**【例】・利用可能データ「ＸＸＸＸ」のデータを優先的に用いる。**・必要に応じて、附属書Ｘ（規定）に挙げる原単位を用いても良い。**・素材XXXに関しては、「ＹＹＹ」の原単位を用いて算定する。**なお、ここでCFP原単位を使用した場合は、GHGのみの評価しかできないため、エコリーフでの公開ができなくなることに注意が必要である。* |
| 6-6 | 配分 | 【配分基準に関する規定】算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。*「JR-07　算定・宣言規程」に適合する範囲内において、配分方法を独自に規定する場合は、PCRごとに明記する。*【配分の回避に関する規定】算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。*配分を必要とする重要なプロセスについて、配分を回避する方法を必要に応じて規定する。*【配分の対象に関する規定】算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。*配分を必要とする重要なプロセスについて、配分対象とするもの・しないものを必要に応じて規定する。**配分方式の選定理由について記載されることが望ましい。* |
| 6-7 | シナリオ | 【輸送に関するデータ収集】輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B（規定）のシナリオを使用しなければならない。【廃棄物等の取扱い】処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。 |
| 6-8 | その他 | *必要に応じ、シリーズ製品や平均値の算定方法について、PCRごとに規定する。* |
| 7 | 製造段階に適用する項目 |
| 7-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | 【A1】原材料の調達に係るプロセス（投入物の生産（バイオマスの場合は育成等）を含む）【A2】原材料の工場までの輸送に係るプロセス【A3】製品の製造に係るプロセス*「重要な原材料・部品」と「その他の原材料・部品」は、データ収集の深度に応じてわけている。加工や組立に係る負荷を自ら一次データとして収集する必要のあるものを「重要な原材料・部品」とし、加工・組立等が済んだ状態（または素材のままの状態）のデータを収集するものを「その他の原材料・部品」として取り扱う。データ収集の深度に特に違いを設けない場合は、重要な原材料・部品の項目を削除し、まとめた記載としてもよい。* |
| 7-2 | データ収集項目 | 次表に示すデータ項目を収集する。【A1】原材料の調達に係るプロセス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「重要な原材料・部品の構成要素」製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量 | 一次 | 「各構成要素」製造原単位 |
| 「重要な原材料の構成要素」原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」輸送原単位 |
| 「水」「燃料」「電力」重要な原材料の製造プロセスへの投入量 | 一次 | 「水」「燃料」「電力」製造、供給および使用原単位 |
| 「副資材（生産用資材、薬品等）」重要な原材料の製造プロセスへの投入量 | 一次 | 「副資材（生産用資材、薬品等）」製造原単位 |
| 「副資材（生産用資材、薬品等）」重要な原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」輸送原単位 |
| 「その他の原材料・部品」製品生産サイトへの投入量 | 一次 | 「各部品および資材」製造原単位 |
| 「容器包装」「付属品」製品生産サイトへの投入量 | 一次 | 「容器包装」「付属品」製造原単位 |
| 「重要な原材料」、「その他の原材料・部品」、「容器包装、「付属品」製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」輸送原単位 |
| 「廃棄物等」「廃水」※2 |

【A2】原材料の工場までの輸送に係るプロセス容器包装」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「重要な原材料」、「その他の原材料・部品」、「容器包装、「付属品」製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」輸送原単位 |

【A3】製品の製造に係るプロセス　（サイト間輸送を含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「水」「燃料」「電力」製品生産プロセスへの投入量 | 一次 | 「水」「燃料」「電力」製造と供給および使用原単位 |
| 「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」製品生産プロセスへの投入量 | 一次 | 「各副資材」製造原単位 |
| 「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」輸送原単位 |
| 「副資材（輸送用資材）」サイト間輸送プロセスへの投入量 | 一次 | 「各副資材」製造原単位 |
| 「副資材（輸送用資材）」製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」輸送原単位 |
| 「輸送物」各サイト間の輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」輸送原単位 |
| 「廃棄物等」「廃水」※2 |

※1　次の項目を一次データとして収集する。[燃料法の場合]・輸送手段ごとの「燃料使用量」[燃費法の場合]・輸送手段ごとの「燃費」・輸送手段ごとの「輸送距離」[トンキロ法の場合]・輸送手段ごとの「輸送重量」※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「廃棄物等」「廃水」処理方法ごとの排出量 | 一次またはシナリオ | 「各処理方法」処理原単位 |
| 「廃棄物等」各処理施設への輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」輸送原単位 |

*原材料・部品類の名称は可能な限り具体的に規定する。**原材料・部品類の名称には原単位名を用いることが望ましいが、これに限定するものではない。*【配分のために収集する一次データ収集項目】・「本体の中身」の生産量・「共製品」の生産量 |
| 7-3 | 一次データの収集方法および収集条件 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。*「(6)全段階に共通適用」と各段階における内容が異なる場合には、本項に【○○に関する特例】の欄を設け記載する。以下（7-4）、（7-5）、（8-3）、（8-4）、（8-5）、（9-3）、（9-4）、（9-5）、（10-3）、（10-4）、（10-5）、（11-3）、（11-4）および（11-5）も同様とする。* |
| 7-4 | シナリオ | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 7-5 | その他 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。*必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。* |
| 8 | 建設段階に適用する項目 |
| 8-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | 【A4】施工現場への輸送に係るプロセス【A5】施工に係るプロセス*設置または施工に伴い、エネルギーまたは消耗品の使用が必要な場合に対象とする。**【A5】および【A6】の情報モジュールは、ライフサイクル全体への寄与が低い場合や不確実性が高いと判断される場合は、対象外としてもよい。* |
| 8-2 | データ収集項目 | 次表に示すデータ項目を収集する。【A4】施工現場への輸送に係るプロセス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「出荷品」輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「輸送手段」輸送原単位 |
| 「水」「燃料」「電力」出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量 | 二次またはシナリオ | 「水」「燃料」「電力」製造と供給および使用原単位 |
| 「副資材（輸送用資材）」出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量 | 二次またはシナリオ | 「副資材（輸送用資材）」製造原単位 |
| 「副資材（輸送用資材）」出荷品の輸送、保管サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「輸送手段」輸送原単位 |
| 「廃棄物等」「廃水」※2 |

【A5】施工に係るプロセス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「水」「燃料」「電力」製品設置・施工プロセスへの投入量 | 一次またはシナリオ | 「水」「燃料」「電力」製造と供給および使用原単位 |
| 「設置・施工用資材」製品設置・施工プロセスへの投入量 | 一次またはシナリオ | 「設置用資材」製造原単位 |
| 「設置・施工用資材」生産サイトから使用者までの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「輸送手段」輸送原単位 |
| 「廃棄物等（製品の設置によるロス、設置用資材等）」「廃水」※2 |

※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。※2 廃棄物等および廃水については、7-2に準ずる。 |
| 8-3 | 一次データの収集方法および収集条件 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 8-4 | シナリオ | 【施工プロセスの負荷算定に用いるシナリオに関する規定】*製品または製品カタログ等に、標準的な設置・施工方法または使用方法が記載されている場合は、それを基にシナリオを作成する。標準的な設置・施工方法または使用方法が示されていない場合は、PCRごとに妥当なシナリオを作成する。* |
| 8-5 | その他 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。*必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。* |
| 9 | 使用段階に適用する項目 |
| 9-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | 【B1】使用に係るプロセス【B2】メンテナンスに係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）【B3】修繕に係るプロセス（必要な資材の生産と輸送、廃棄を含む）【B4】製品の交換に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）【B5】改装に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）【B6】製品使用時のエネルギーの使用【B7】製品使用時の水の使用*【Ｂ6】および【Ｂ7】は使用に伴い、エネルギーまたは消耗品の使用が必要な場合に対象とする。* |
| 9-2 | データ収集項目 | 次表に示すデータを収集する。【B1】使用に係るプロセス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 使用に伴うVOC放散 | 一次またはシナリオ | 「各含有物質」排出量 |
| 炭酸化によるCO2吸収量 | 一次またはシナリオ | 「CO2」吸収量 |

*ここでは使用時に建材から放散されるVOC、コンクリートの炭酸化（中性化）等について計上する。使用時にエネルギーや水を使用する場合は、それぞれ【Ｂ6、【Ｂ7】に計上する。*【B2】メンテナンスに係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「水」「燃料」「電力」想定使用期間における投入量 | 一次またはシナリオ | 「水」「燃料」「電力」製造と供給および使用原単位 |
| 「消耗品」想定使用期間における投入量 | 一次またはシナリオ | 「消耗品」製造原単位 |
| 「消耗品」生産サイトから使用者までの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「輸送手段」輸送原単位 |
| 「廃棄物等（消耗品）」「廃水」※2  |

*洗浄に伴う洗浄剤、エネルギーおよび水の使用、カートリッジの交換等を計上する。*【B3】修繕に係るプロセス（必要な資材の生産と輸送、廃棄を含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「水」「燃料」「電力」想定使用期間における投入量 | 一次またはシナリオ | 「水」「燃料」「電力」製造と供給および使用原単位 |
| 「消耗品」想定使用期間における投入量 | 一次またはシナリオ | 「消耗品」製造原単位 |
| 「消耗品」生産サイトから使用者までの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「輸送手段」輸送原単位 |
| 「廃棄物等（消耗品）」「廃水」※2  |

*ここでは破損、摩耗等による一部の部品の交換等を計上する。（例：「窓」におけるガラス部分の破損による交換等）宣言された建材全体の交換が必要な場合は【Ｂ4】に計上する。*【B4】製品の交換に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「水」「燃料」「電力」想定使用期間における投入量 | 一次またはシナリオ | 「水」「燃料」「電力」製造と供給および使用原単位 |
| 「交換製品」想定使用期間における投入量 | 一次またはシナリオ | 「交換製品」製造原単位 |
| 「副資材」想定使用期間における投入量 | 一次またはシナリオ | 「副資材」製造原単位 |
| 「交換製品」および「副資材」生産サイトから使用者までの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「輸送手段」輸送原単位 |
| 「廃棄物等（消耗品）」「廃水」※2  |

*宣言された建材が交換される場合に計上する。（例：「カーペットの10年間の使用」における試用期間中のカーペットの交換等）*【B5】改装に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「水」「燃料」「電力」想定使用期間における投入量 | 一次またはシナリオ | 「水」「燃料」「電力」製造と供給および使用原単位 |
| 「改装用資材」想定使用期間におけるの投入量 | 一次またはシナリオ | 「改装用資材」製造原単位 |
| 「改装用資材資材」生産サイトから使用者までの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「輸送手段」輸送原単位 |
| 「廃棄物等（製品の設置によるロス、設置用資材等）」「廃水」※2 |

【B6】製品使用時のエネルギーの使用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「燃料」「電力」想定使用期間における投入量 | 一次またはシナリオ | 「燃料」「電力」製造と供給および使用原単位 |

*水を加熱するためのエネルギー使用はここに計上する。温められた水の使用は【Ｂ7】に計上する。*【B7】製品使用時の水の使用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「水」想定使用期間における投入量 | 一次またはシナリオ | 「上水道」「工業用水道」「蒸留水」　他製造と供給および使用原単位 |
| 「廃水」※2 |

※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。※2 廃棄物等および廃水については、7-2に準ずる。 |
| 9-3 | 一次データの収集方法および収集条件 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 9-4 | シナリオ | 【使用段階の各プロセスの負荷算定に用いるシナリオに関する規定】製品または製品カタログ等に、標準的な設置・施工方法または使用方法が記載されている場合は、それを基にシナリオを作成する。標準的な設置・施工方法または使用方法が示されていない場合は、PCRごとに妥当なシナリオを作成する。【消費電力の収集に関する規定】使用時に水、電力、あるいは燃料を消費する製品の各消費量については、カタログ等で示された定格値または、関連法規・規格等に定められた測定方法による実測値を収集する。それらの情報が得られない場合は、PCRごとに妥当なシナリオを作成する。*このシナリオは次の事項に従って設定されることが望ましい。**①事業者や消費者の努力により環境負荷削減が可能な部分については、その努力が反映できるようなシナリオであること**②事業者や消費者の努力により環境負荷削減が可能でない部分については、シナリオは一律とすること**【シナリオ設定の例】**・使用期間（年）、使用量（ℓ／回、kg／個）**・消耗品交換回数　\*回／年**・使用時間(標準使用モード○時間＋待機モード○時間)／日×○日／年×○年* |
| 9-5 | その他 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。*必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。* |
| 10 | 廃棄・リサイクル段階に適用する項目 |
| 10-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | 【C1】撤去・解体に係るプロセス【C2】使用済み製品の輸送に係るプロセス【C3】使用済み製品の中間処理プロセス【C4】廃棄物処理プロセス①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス②「廃容器包装、附属品」の廃棄・リサイクルプロセス |
| 10-2 | データ収集項目 | 次表に示すデータ項目を収集する。【C1】撤去・解体に係るプロセス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「使用済み製品」処理方法ごとの撤去・解体に係る排出量 | 一次またはシナリオ | 「各処理方法」処理原単位 |
| 「使用済み製品」撤去・解体に伴う含有物質の直接排出量 | 一次またはシナリオ | 「各含有物質」排出量 |

*製品特性に応じ、一般的に排出されると想定される含有物質がある場合は、具体的な名称を記載する。*【C2】使用済み製品の輸送に係るプロセス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「使用済み製品」各処理施設への輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」原単位 |

【C3】使用済み製品の中間処理プロセス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「使用済み製品」選別処理量 | 一次 | 「廃棄･建築物混合廃棄物破砕選別サービス」処理原単位 |

　*※活動量に乗じる原単位の項目名は、他に適切なものがあれば書き換える。*　【C4】廃棄物処理プロセス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動量の項目名 | 活動量の区分 | 活動量に乗じる原単位の項目名 |
| 「使用済み製品」処理方法ごとの排出量 | 一次またはシナリオ | 「各処理方法」処理原単位 |

※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。 |
| 10-3 | 一次データの収集方法および収集条件 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 10-4 | シナリオ | 【撤去・解体プロセスの算定に関する規定】撤去・解体に関しては、以下のシナリオを使用する。製品または製品カタログ等に、標準的な撤去・解体方法が記載されている場合は、それを基にシナリオを作成する。標準的な撤去・解体方法が示されていない場合は、PCRごとに妥当なシナリオを作成する。【廃棄物等の処理方法に関する規定】廃棄物等の処理方法およびその割合ついては、次のシナリオを使用する。*【例】・リサイクル率**・埋立廃棄率**設定したシナリオは、その内容を具体的に記載するとともに、出典元の報告書・発行年度等を付記すること。**廃棄物からエネルギー回収をする場合、回収効率が60%以上のケースではリサイクルとしてみなしてよい。* |
| 10-5 | その他 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。*必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。* |
| 11 | LCI計算、ライフサイクル影響評価に関する項目（エコリーフによる宣言にのみ適用する項目） |
| 11-1 | LCI計算の考え方 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 11-2 | 影響評価項目および特性化係数の追加 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 12 | 宣言方法 |
| 12-1 | 製品の仕様 | 【必須記載事項】・製品質量・主要な製造サイト*その他、製品特性に応じて記載すべき事項を列挙する。* |
| 12-2 | エコリーフﾗｲﾌｻｲｸﾙ影響評価結果 | 【必須記載事項】以下の環境影響領域について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュールA1-A3は合算表示してもよい。　・気候変動 IPCC 2013 GWP 100a　・オゾン層破壊　・富栄養化　・酸性化　・光化学オキシダント*・資源消費を含めることが望ましい。* |
| 12-3 | エコリーフﾗｲﾌｻｲｸﾙｲﾝﾍﾞﾝﾄﾘ分析関連情報 | 【必須記載事項】　以下の内容について、結果を記載する。情報モジュールごとの開示が望ましい。ただし、モジュールA1-A3は合算表示してもよい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 単位 | 備考 |
| 再生可能エネルギー | MJ | 附属書C、１（規定）参照 |
| 非再生可能エネルギー | MJ | 附属書C、２（規定）参照 |
| 再生可能資源 | kg | 附属書C、３（規定）参照 |
| 非再生可能資源 | kg | 附属書C、４（規定）参照 |
| 淡水の消費 | m3 | 附属書C、５（規定）参照 |

　 |
| 12-4 | エコリーフ材料及び物質に関する構成成分 | 以下の内訳を質量のパーセンテージ（％）で記載する　・材料A　・材料B　・材料C　…*製品特性に応じ、個別に記載すべき有害物質等がある場合は、定めることが望ましい。**また、表示にあたってまとめ方を指定することができる。素材構成は企業秘密に該当する場合があるため、≧●％等の記載も可能である。記載方法について指定する場合は、ここで定める。**なお、％表示は必須である。任意で重量表示を追加してもよい。* |
| 12-5 | エコリーフ廃棄物関連情報 | 廃棄物に関する情報を、下記の表として記載する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 単位 | 備考 |
| 有害廃棄物 | ㎏ | 特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。 |
| 無害廃棄物 | ㎏ | 廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。 |

 |
| 12-6 | CFP算定結果 | 気候変動　100年指数（第5次報告書・IPCC 2013）の結果を公開する。 |
| 12-7 | 追加情報（エコリーフ/CFP共通） | 【必須表示内容の規定】・輸送シナリオの概要を記載する |
| 12-8 | その他エコデザイン関連情報（エコリーフ/CFP共通） | 【必須表示内容の規定】・有害物質に関する情報を下記の表として記載する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 有害物質名 | CAS番号 | 法令・規制の名称等 |
| 「物質名」 |  |  |
| 「物質名」 |  |  |

【推奨表示内容の規定】以下の事項を記載することが望ましい。・エコデザインシステム情報（ISO14001認定工場等）・ユーザーおよび各事業者向けの製品情報・環境に配慮した調達情報（FSC、PEFC認証、エコマーク認定製品の使用等） |
| 12-9 | その他 | 【必須記載事項】・エコリーフシート①算定対象段階に、対象とした段階および算定から除外した段階を明確に記載する。・エコリーフシート①第三者検証者情報欄に、ISO14025およびISO21930に従った本宣言およびデータの独立した検証を受けた旨を記載する。【製品間比較に関する規定】・中間財の場合、製品間比較を行ってはならない。 |

附属書A：ライフサイクルと情報モジュールの概念図（参考）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

# 附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

*個別製品分野に応じて、適切な輸送手段・距離等の設定を行う。*

B1. 輸送距離

・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km

・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km

・ 県間輸送の可能性がある輸送の場合：500 km

・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km

**・** 海外における陸送距離：500 km

・ 港→港：港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

|  |  |
| --- | --- |
| ライフサイクル段階 | 設定シナリオ |
| 製造段階 | 原材料調達輸送 | 輸送が陸運のみの場合 | ＜輸送手段＞ 10 トントラック＜積 載 率＞ default |
| 輸送に海運が伴う場合（輸入先国内輸送、生産サイト→港） | ＜輸送手段＞ 10 トントラック＜積 載 率＞ default |
| 輸送に海運が伴う場合（国際間輸送、港→港） | ＜輸送手段＞ コンテナ船（＜4,000 TEU） |
| 輸送に海運が伴う場合（国内輸送、港→納入先） | ＜輸送手段＞ 10 トントラック＜積 載 率＞ default |
| サイト間輸送 | サイト間輸送 | ＜輸送手段＞ 2 トントラック＜積 載 率＞ default |
| 副資材調達輸送 | 副資材調達輸送 | 原材料調達段階と同じ |
| 廃棄物輸送 | 廃棄物輸送（生産サイト→処理施設） | ＜輸送手段＞ 2トントラック＜積 載 率＞ default |
| 建設段階 | 施工現場への製品輸送 | 生産地が海外の場合（生産サイト→生産国の港） | ＜輸送手段＞ 10 トントラック＜積 載 率＞ default |
| 生産地が海外の場合（生産国の港→国内の港） | ＜輸送手段＞ コンテナ船（＜4,000 TEU） |
| 生産地が海外の場合（国内の港→店舗等） | ＜輸送手段＞ 10 トントラック＜積 載 率＞ default |
| 生産地が国内の場合（生産サイト→店舗等） | ＜輸送手段＞ 10 トントラック＜積 載 率＞ default |
| 廃棄物輸送 | 廃棄物輸送（店舗等→処理施設） | ＜輸送手段＞ 2 トントラック＜積 載 率＞ default |
| 廃棄・リサイクル段階 |  | 廃棄物輸送（ごみ集積所→処理施設） | ＜輸送手段＞ 2 トントラック＜積 載 率＞ default |